

16番	新井亜由美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
1 中学生から分かる財政白書の作成で市民に「お金のこと」を分かりやすく知らせる 【質問趣旨】 本市で暮らす市民は、日々の様々な困りごとの解決や暮らしの改善を求め、市や議会に要望を届けます。しかし、「お金がない」「財政が厳しい」という説明を受け、要望が実現しない経験が積み重なれば、「言っても無駄」「どうせできない」と、より良い暮らしを求めて声を上げること自体を諦めることにもつながります。 一方、市職員にとっても、財政的な理由から「できない」という説明に終始すれば、市民の要望を受け止め、施策として検討するという職員の役割を十分に発揮できません。	(1) 本市の財政運営について (2) 市民に分かる財政情報の共有について	① 本市では、平成18年度以降の財政状況資料集をホームページに公開しています。過去5年、10年、20年という中長期的な視点で財政状況を振り返ったとき、本市はどのような考え方を基本として財政運営を行ってきたのか、認識を伺います。 ② 本市では、令和元年度から財政収支見通しをホームページに公表しています。今後の財政状況をどのように見通し、何を重視して財政運営を行っていく考えなのか、見解を伺います。 ③ 市民の皆さんから「瀬戸市はお金がない」という言葉を聞くことがあります。また、市に要望を伝えた際に「財政的に厳しい」と説明されたという声を聞くこともあります。しかし、自治体の財政状況は、単純に「お金がある」「お金がない」だけで表せるものではないと考えます。そこで、本市の現在の財政状況はどのような状態にあるのか認識を伺います。市民の皆さんに分かりやすい言葉や表現でお願いします。 ① 本市では、予算・決算をはじめ、財政状況資料集や財政収支見通しなど、財政に関する様々な資料をホームページで公開しています。これらの財政情報を市民に公開する目的を伺います。 ② 財政に関する情報は、公開されているだけでなく、市民が内容を理解できることが重要であると考えます。現在、本市が公開している財政に関する資料は、市民にとって分かりやすく、財政状況を理解できるものとなっていると認識しているのか伺います。

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。

2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。

3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

16番	新井亜由美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
必要な施策と財源を考えるためにも、財政部局だけでなく、市民と接する職員も本市の財政状況を適切に理解し、「お金がない」「財政が厳しい」という言葉に加えて、その状況を市民に分かりやすく伝えられることが重要だと考えます。 市民が市政を自分たちのこととして考え、声を上げていくためには、まず本市の財政、つまり「自分たちのお金」の現状を知ることが出発点です。市民が本市の財政状況を正しく理解できる、分かりやすい財政情報の提供について質問します。	(3) 市民に分かりやすい財政白書の作成について	① 兵庫県明石市では、学識経験者、公募市民、市職員で構成する検討会を設置し、タウンミーティングや市民参加型ワークショップなども行いながら、「みんなの財政白書あかし」を作成しています。本編にはマンガやイラストも取り入れ、専門的な知識がなくても財政を理解できるよう工夫されています。このような市民に分かりやすく財政を伝える資料は、市民が自治体財政に関心を持ち、財政を知る入口として意義があると考えますが、見解を伺います。 ② 市民の皆さんが「瀬戸市はお金がない」と感じたり、「財政的に厳しい」と説明されたときに、「では、実際に瀬戸市の財政はどのような状況なのか」と詳しく知ろうとしても、その全体像を理解することは容易ではないのが現状です。 本市においても、市民が自分たちの納めた税金がどのように使われ、どのような市民サービスにつながっているのか、また、現在の財政状況や今後の見通しについて理解できるよう、財政の専門的な知識がなくても中学生から理解できる、分かりやすい財政白書を作成すべきと考えますが、見解を伺います。

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

16番	新井亜由美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
2 会計年度任用職員の休暇制度の改善について 【質問趣旨】 会計年度任用職員制度は、地方公務員の臨時・非常勤職員について、適正な任用・勤務条件を確保するとともに、処遇改善を図るために導入されました。現在本市では職員全体に占める会計年度任用職員は約4割となっています。しかし、正規職員と会計年度任用職員を比較すると、現在も休暇制度などに処遇の差が残されています。 これまで本市では、国家公務員の制度に準拠することを基本として制度を整備してきましたが、実際に働く職員の実態に向き合い、その差に合理性があるのかを検証し、必要な改善につなげることが	(1) 会計年度任用職員制度について (2) 会計年度任用職員と正規職員の休暇制度の差について	① 会計年度任用職員制度について、制度が導入された背景と、制度内容を伺います。 ② 会計年度任用職員は、本市においてどのような業務を担い、どのような働き方をする職員なのか伺います。 ③ 令和5年度から令和7年度までの実績では、会計年度任用職員は市職員全体の約4割を占めています。会計年度任用職員は、市民サービスの提供をはじめ、本市の行政運営を支えるうえで欠かすことのできない存在であると考えますが、認識を伺います。 ① 正規職員と会計年度任用職員の休暇制度を比較すると、いくつかの休暇について、その取扱いに差があります。例えば、公務上の傷病に係る休暇について、正規職員は公務上または通勤による傷病の場合は有給であるのに対し、会計年度任用職員は公務上の傷病の場合であっても無給となっています。 こうした取扱いは国家公務員の制度に準拠したものと聞いていますが、本市が会計年度任用職員の休暇制度に関する規則を定めるにあたり、正規職員との間にこうした差が生じることについて、どのような検討や議論が行われたのか伺います。 ② 女性が生理の時に取得できる休暇（以下、生理休暇）について、労働基準法では、生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求した場合、使用者はその者を就業させてはならないと定められています。一方で、その休暇を有給とすることまでは法律で定められていません。本市では、正規職員は有給、会計年度任用職員は無給と、その取扱いに差があります。こうした制度のもとで、生理休暇はどのような目的で

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。

2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。

3. MS明朝体、12ポイントで記載する。

16番	新井亜由美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
重要だと考えます。 特に、本市の会計年度任用職員の約 85%を女性が占めていることから、その処遇の差は結果として多くの女性職員に影響します。今回は休暇制度に焦点を当て、会計年度任用職員の処遇改善を通じて、市職員全体のジェンダー平等を進める立場から質問します。		設けられている休暇であるのか伺います。 ③ 令和 7 年度の生理休暇の取得実績について、女性の正規職員 399 人のうち取得した職員は 5 人、取得時間は合計 14 時間でした。一方、女性の会計年度任用職員 534 人のうち取得した職員は 1 人、取得時間は 3 時間でした。この取得実績について、どのように評価しているのか伺います。 ④ 生理休暇の取得率は、令和 7 年度、正規職員で約 1.3%、会計年度任用職員で約 0.2%でした。制度があるだけではなく、必要な職員が利用しやすい制度となっていることが重要であり、その検証も必要であると考えます。この取得状況について、取得をためらう要因や利用しにくい事情がないか、どのように認識しているのか伺います。 ⑤ 東京都杉並区では、会計年度任用職員の生理休暇について、令和 6 年度から正規職員と同様に 1 回につき引き続き 2 日間を有給とする処遇改善を行っています。さらに令和 8 年 4 月からは、生理休暇の取得に対する職員の心理的な負担を緩和するため、名称を「健康管理休暇」に変更しています。 本市においても、任用形態にかかわらず、女性職員が必要なときに安心して休暇を取得し、自らの健康を守ることができる制度となるよう改善すべきと考えますが、見解を伺います。 ⑥ 産前休暇とはどのような目的の休暇であるのか伺います。

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。

2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。

3. MS 明朝体、12 ポイントで記載する。

16番	新井亜由美 議員	
質問タイトル (大項目)	質問項目 (中項目)	具体的質問内容 (小項目)
	(3) 会計年度任用職員の処遇改善から市職員のジェンダー平等の実現を	⑦ 産前休暇については、正規職員は出産予定日の8週間前から、会計年度任用職員は6週間前からとなっており、取得できる期間に2週間の差があります。それぞれの期間をこのように定めている根拠を伺います。 ⑧ 同じ瀬戸市で働く職員が出産を迎える際に、任用形態によって母体を保護するために休むことのできる期間に2週間の差があることに合理的な理由は見当たらないのではと考えます。会計年度任用職員も正規職員と同様に、出産予定日の8週間前から休むことができるように変更すべきと考えますが、見解を伺います。 ① 会計年度任用職員は本市の行政運営を支える重要な役割を担っており、その約85%を女性が占めています。 こうした状況を踏まえれば、任用形態による処遇の差は、結果として多くの女性職員に影響を及ぼすことになり、会計年度任用職員の処遇改善は、市職員全体のジェンダー平等を進める上でも重要な課題であると考えます。 ジェンダー平等の観点からも、正規職員と会計年度任用職員との休暇制度の差について改めて検証し、合理的な理由のない差については改善していくべきと考えますが、見解を伺います。

備考 1. 必ず、大項目を【1、2、3・・・】、中項目を【(1)、(2)、(3)・・・】、小項目を【①、②、③・・・】として明記し、質問内容、要旨等の具体的かつ明瞭化に努める。
2. 数値の答弁を求める場合は、必ずその旨を記載する。また、過去の経緯、他市の状況等の答弁を求める場合も、同様の扱いとする。
3. MS明朝体、12ポイントで記載する。